

【資料】 弥生リゾート跡地に係る出来事（年表）

年月	主体	出来事	摘要
S44	国	新全国総合開発計画策定	「東北地方開発の基本構想」において「岩木高原リゾート都市」の建設を図ることを明記。
S46	市	弘前市総合開発計画策定	都市像：健康で豊かな生産都市(5)美しい自然と文化財を大切に観光基地をめざして、 『津軽地域における中核都市として広域観光開発の面から岩木山とその周辺の開発を計画的に推進し、次第に高原リゾート都市建設の方向を指向していく。 やがて津軽地方は、その美しい自然、風土及び文化財や広大なりんご園などの田園風景を含み、国民のための一大自然レクリエーション地域を形成する。こうして本市を基地として多くの観光客が健全快適に自然を楽しみ、地域文化を鑑賞学習し、緑や白銀の中で心身の錬成が行われるようになる。』 主要施策の経済開発 観光にて、 方向：『岩木山とその山麓周辺については、自然と調和のある健全な観光開発を総合的に推進し、広域的観点から市の施設についても積極的に設置をはかる。 また、山麓の高原地帯を自然に渴望する国民の休養の場として構想し、高原リゾート地帯の建設を期する。その方向としては大都市の企業従事者および学童、生徒のためのサマードミトリーの誘致も考える。』
S47	国 (労働省※現：厚生労働省)	(仮称)労働者の森構想	候補地として、検討。
S49	市	勤労者野外趣味活動施設整備計画策定 (勤労者いこいの村整備計画)	整備期間：昭和49年度～昭和53年度(5年間) 整備内容：レストハウス、テーパーリフト(雇用促進事業団)、サイクリング道、散歩道、釣り池、ゴルフ練習場、ピクニック広場、運動広場、オートキャンプ場、一般キャンプ場、冒険の森遊び場、野鳥探勝園、自然植物園、ジャブジャブ池、展望所、スキースロープ、駐車場等
S50	市	岩木山が津軽国定公園の一部に指定される。	主な名所： 霰月海岸 竜飛崎(東津軽郡外ヶ浜町) 高野崎(東津軽郡今別町) 権現崎(北津軽郡中泊町) 十三湖 岩木山 岩木山神社 深浦海岸～黄金崎(千畳敷)(西津軽郡深浦町) 十二湖
S51	市	「弥生いこいの広場」供用	
S53	市	弘前市総合開発計画策定	基本計画：生きがいのある生活のための計画 (4)余暇活動にて、 『市民の各層が気軽に利用できる自然的レクリエーション地域として整備してきた岩木山麓、久度寺・座頭石地区等については、自然環境の保全と土地利用との調整に配慮しながら施設等を充実し、特に岩木山麓については、「弥生いこいの広場」を中心として健全な観光、レクリエーション地域とするため、総合的かつ計画的に整備を促進する。』 "：観光振興のための計画 ①自然景観の保全と観光開発について、 『県立公園岩木山は、自然と調和した健全な観光開発を進め、遊歩道、登山道、スキー場、キャンプ場等のスポーツ施設の充実を図るほか、山麓一帯を有機的に結合して自然環境を活かした保養施設、学習施設の設置を進め、リゾート地帯の形成を目指す。』
S55	市	第2次弥生いこいの広場建設計画策定	整備期間：昭和56年度～昭和58年度 整備内容：動物広場、駐車場の整備
S56～57	県	津軽地域開発基本構想・基本計画策定	岩木山麓の位置付け 『①リゾート地帯の整備 ②産業開発の推進 ③高等教育、実験研究施設の整備』
S58	市	弥生いこいの広場 「動物広場・ファミリースキー場」供用	
S59	市	新弘前市総合開発計画策定	基本構想：岩木山麓開発構想にて、 『(岩木山麓における経緯)岩木山麓開発の方向段階としては、第1に弥生地区の集積を核とした福祉施設の充実、リゾート施設の拡充があるが更に将来、これにセミナーハウス等の教育関連施設を付加拡充することも弘前市の教育の膨らみを広げるために重要である。 第2にわい化モデル(中略)第3に岩木山大型スキー場の実現がある。広域にわたる機能と効果を持つ施設等については、弘前市とともに青森県の積極的な施策が期待され、また、それらは、いずれも公共投資に加えて、民間企業者の意欲を必要とするところである。これらの施設の拡充にあたっては、弥生地区、高長根地区、大石地区を関連させ、多様な活用が図られるよう、連携付けを強めていく。』 基本計画：福祉に係る基本計画 (6)勤労者福祉の計画にて、 『弥生いこいの広場は、野生動物というユニークで新しい魅力をもったので、周囲の自然との調和をとりつつ、年次計画でその充実を図ることとする。』 "：観光振興に係る基本計画 (1)観光基盤整備の計画①自然・歴史的環境の保全と活用にて、 『観光開発に当たっては、その優れた自然環境との調和を基調とし、岩木山麓における観光・レクリエーション・リゾート開発を促進するとともに、久度寺・座頭石等の豊富な自然を活用するための施設整備を促進する。』

年月	主体	出来事	摘要
S61	県	第5次青森県長期総合計画策定	基本計画：豊かな地域社会を築く産業の振興 観光の戦略的展開 魅力ある観光資源の開発整備にて、 『1 大規模観光・レクリエーションゾーンの整備 多彩なレジャー・スポーツ活動への欲求、自然とのふれあいの確保など、観光需要の質的变化に対応し、自然環境の保全に十分配慮しながら、八甲田における観光開発、十和田湖における国際的観光的・リゾートゾーンの開発、岩木山麓を中心とするレクリエーション・リゾートゾーンの開発、下北カルチャーランドの開発など大規模観光・レクリエーションゾーンの整備を進めます。』 地域別構想：津軽地域 活力に満ちた地域産業の振興にて、 『地域特性を活かした観光の振興 岩木山麓の恵まれた自然資源を活かした長期滞在型山麓レクリエーション基地の整備に努めるとともに、冬期観光の中核として国際級の岩木山スキー場、大鰐スキー場の整備に努めます。』
S62	国 (自治省、農林水産省、通商産業省、建設省所管)	総合保養地域整備法(リゾート法)制定	『スポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するため、民間事業者の活用に重点を置きながら総合的な機能の整備をし、周辺地域の振興及び国民の福祉の向上を目指す』
H1	市	弥生ハイランドリゾート基本構想策定	
H2.1月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発株式会社設立	資本金6億円(うち、弘前市1億8,000万円 持株比率30%)
H2	県	津軽岩木リゾート構想策定	総合保養地域整備法に基づき津軽岩木リゾート構想を策定。 この構想の中で「岩木山弥生地区」は重点整備地区に指定される。
	国	「津軽岩木リゾート構想」承認	
H2	市	第4次弘前市総合開発計画策定	基本計画：社会福祉の推進 7身近な行楽施設の創出にて、 『「弥生いこいの広場」は、弥生ハイランドリゾート構想と整合性を図り、周囲の自然環境と調和する総合的な野外レクリエーション施設として、施策の一体的な整備を進めていく。』 “：生涯学習環境づくりの推進 生涯学習機会の充実にて、 『宿泊研修を通して、時代の変化に即応した青少年活動のリーダーを育成するため、「弘前市青少年研修センター」(仮称)を建設する。』 “：観光の振興 (5)津軽岩木リゾート構想の推進にて、 『岩木山麓の自然保護と景観保全に十分配慮して、弥生地区に、大型スキー場をはじめとするスポーツ・レクリエーション施設や大型宿泊施設、文化活動施設、レジャー施設など質の高いリゾート施設を整備する。』
			※平成26年6月に総合保養地域整備法に基づき、青森県の津軽岩木リゾート構想が承認されたことにより、全面的にリゾート構想の推進を謳う。
H3.4月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発株式会社が「岩木山弥生地区リゾート開発基本計画」を決定	
H6.6月	弘前リゾート開発(株)	事業地の開発に係る保安林解除の予定告示	
H6.7月	弘前リゾート開発(株)	スキー場開発に伴う手続き完了	
H6.8月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)において、スキー場開発に係る工事着工	
H6.11月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)において、保安林解除の告示が進まないことからスキー場開発に係る工事中止	
H7.7月	弘前リゾート開発(株)	事業地の開発に係る保安林解除予定取り消しの告示	
H8	県	新青森県長期総合プラン策定	基本構想：県土のグランドデザイン 各圏域の整備方向にて、 『青森弘前圏 弘前生活・経済圏 古くからの温泉地や十和田湖、白神山地など特色ある豊かな地域資源を活かした交流人口や拡大と地域振興を図るため、地域住民の安全や景観・自然環境の保全、地域住民の合意形成などに配慮した観光・リゾート開発の長期的・広域的な展開を支援します。』 基本計画：文化観光立県の推進 滞在型観光の振興 『リゾート型観光やアウトドアレジャー、グリーンツーリズムなどの多様なメニューの開発により、周遊滞在型観光に対応した環境整備を促進します。また、海や山など変化に富んだ自然を探索する半島周遊型観光の振興を促進します。』 実施計画：文化観光立県の推進 『リゾート基本構想推進事業等 総合保養地域整備法(リゾート法)の適用を受ける津軽岩木リゾート地域については、長期的な視点に立ち、自然環境の保全と調和を図ることに留意しながら、地域の手作りにより進めることを基本とし、津軽ならではの豊かな自然・歴史資源の一層の活用と温泉・宿泊機能、山岳スポーツ機能、海浜レクリエーション機能、アミューズメント機能等さまざまな魅力の総合連携による安らぎの場の創出を目指して、着実な整備を促進します。』
H9	市	青森県に対する重点要望事項において、大型児童館建設を要望。	平成10年度青森県に対する重点要望事項の最重要要望である「こどもの文化施設の設置について」に、大型児童館の建設を初めて位置づけた。
H10	市	弥生いこいの広場 「オートキャンプ場」供用	

年月	主体	出来事	摘要
H12	市	平成12年度弘前市総合計画策定	基本計画：安心できる福祉社会の構築 4子育て環境の整備にて、 『児童館などの整備 ②豊かな自然環境の中で宿泊しながら、自然を生かした遊びを通して子どもの協調性、創造性等を育むための施設として、大型児童館などの設置を県に働きかける。』 “：活力ある産業の振興 4観光・物産に振興にて、 『津軽岩木リゾート構想の推進 ①現在進められている津軽岩木リゾート構想の点検作業などの中で、県及び事業者と連携しながら、適切な対応を図る。』 “：『スポーツ・レクリエーション施設の整備 ⑤弥生いこいの広場は、老朽化した施設や遊具を回収・更新する。 ⑥高長根レクリエーションの森は、施設の全面的な見直しをするともに、近接する弥生いこいの広場との一体的な管理について検討する。』
H13	市	青森県に対する重点要望事項において、弥生地区への大型児童館建設を要望	これまでは建設地を具体的に示さず大型児童館建設を要望してきたが、平成14年度要望事項において、はじめて大型児童館の建設地を弥生地区と示した。
H13.3月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)取締役会にて解散決議	○増資、弘前市からの無利子貸付、金融機関からの新たな融資は困難であり、新たな事業を行うことができないことから解散を検討。 ○市に対して会社所有の土地等の買収の申し入れ。
H13.5月	市	岩木山弥生地区整備計画(案)策定	【計画理念】 子どもから高齢者までが、豊かな自然の中で、宿泊体験や野外での遊び、文化活動などの総合的な体験をすることができる自然体験型拠点施設。 【主な計画内容】 ○県立の大型児童館(B型) ○岩木山学習館 ○里山共生ゾーン
H13.5月	市	市議会議員全員協議会で弘前リゾート開発(株)の土地等の取得について協議	
H13.6月	弘前リゾート開発(株)	弘前リゾート開発(株)は、臨時株主総会を開催し、正式解散。	
H13.9月	市	弘前リゾート開発(株)と不動産売買契約を締結	内 容：土地(263,312.31㎡)、工作物(防災調整池) 売買代金：343,190,355円 支 払 い：①内金として240,233,248円 (売買代金の70%：H13.10.19支払い済み) ②所有権移転完了後102,957,107円 (売買代金の30%：H17.11.18支払い済み)
H13.10月	市	弘前リゾート開発(株)と物件移転補償契約を締結	内 容：ターミナルハウス、ゴンドラ山麓駅舎基礎、ターミナルハウス鉄骨材 補償金額：246,642,950円 支 払 い：移転完了し、H13.12.21全額支払い済み
H16.6月	市	岩木山弥生地区自然体験型拠点施設基本計画書作成業務委託	委託料：4,305,000円
H16.7月	市	市民団体が市長を相手に住民訴訟提訴(平成16年(行ウ)第4号)	原告：阿部東(外5名) 被告：弘前市長 金澤 隆(当時) 請求内容：被告は、「岩木山弥生地区自然体験型拠点施設基本計画書作成委託料」として公金450万円を支出させてはならない。
H17.3月	市	住民訴訟判決言渡(平成16年(行ウ)第4号)	判決：原告請求を棄却
H17.3月	市	岩木山弥生地区自然体験型拠点施設基本計画策定	全体事業費 1,867,000,000円
H17.4月	市	住民訴訟の原告団が一審判決(平成16年(行ウ)第4号)の取り消しを求めて仙台高等裁判所へ控訴(平成17年(行コ)第14号)	
H17.8月	市	控訴審判決言渡(平成17年(行コ)第14号)	判決：控訴人らの請求を棄却
H17.9月	市	市民団体が市長を相手に住民訴訟提訴(平成17年(行ウ)第6号)	原告：弥生スキー場跡地問題を考える市民ネットワーク(弥生ネット) 被告：弘前市長 金澤 隆(当時) 請求内容：被告は訴外金澤隆(前弘前市長)に、跡地取得残代金1億295万7,107円の損害賠償を請求せよ。 いわゆる「弥生跡地訴訟」

年月	主体	出来事	摘要
H18.4月	市	現相馬鋁一市長就任	「岩木山弥生地区自然体験型拠点施設整備計画の中止」を公約の一つに掲げる。
H18.10月	市	住民訴訟判決言渡 (平成17年(行ウ)第6号)	判決：原告請求を棄却
H18.10月	その他 (市民団体等)	原告団、控訴見送りを決定。	「市政転換に大きな役割を果たし、施設計画中止となったことで目的を達成した」とのコメント。
H19.1月	市	「弥生こいの広場隣接地(弥生リゾート跡地)利活用方策案の検討の方向性について」庁内で意思決定	<p>1.基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 広く市民の意見を聴いて、今後の方向を定めていく (2) 自然に近い姿を念頭に置きながら検討を進める (3) 大型箱物施設を中心とした計画とはしない (4) 防災や利用上の安全面を考慮し整備の方向性を定めていく (5) 懇談会などの運営にあたっては、大学等、外部のノウハウ・手法を活用することを検討する <p>2.当面の具体案</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 弘前大学との共同研究 (2) 当面の防災・安全に関わる措置
H19.7月～	市	弘前大学との共同研究契約の締結	
H21.3月	県	津軽岩木リゾート構想を廃止	平成2年に国の承認を得てスタートさせた「津軽岩木リゾート構想」について、県は、平成20年11月より、国と同構想廃止の協議をすすめ、平成21年3月に国の同意を得たことから、「津軽岩木リゾート構想」を廃止した。